

旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会設置要綱

制 定 平成27年8月4日 政 基 第 204号 (局長決裁)
最近改正 令和2年3月25日 都市推 第 1158号 (局長決裁)

(目的)

第1条 旧上瀬谷通信施設内の国有地の一部に、本来の事業が開始されるまでの間、暫定的に利用する者により設置された施設について、適切に管理運営等を行うための協議をすることを目的として、旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会（以下「連絡会」とする。）を設置する。

(協議対象施設)

第2条 協議対象となる施設は、旧上瀬谷通信施設内の国有地を現状のまま利用して、横浜市から承認を受けて設置する野球場のうち、利用チームが共同で管理運営を行う野球場（以下「野球場」とする。）とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 野球場の管理運営及び利用に関する事項
- (2) 野球場利用に関し必要となる駐車場、共用空地及び共用備品等の管理運営に関する事項
- (3) 野球場の附属施設並びに設置された設備及び備品の撤去に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連絡会が必要と認める事項

(構成委員)

第4条 この連絡会は、次の各号に掲げる者全員を委員とし組織する。

- (1) 横浜市に対して、別に定める「旧上瀬谷通信施設少年野球チーム募集要項」に従い利用の申込みをし、野球場の利用を認められた野球チームの代表者
- (2) 横浜市都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進部長
- (3) その他横浜市都市整備局長が認めた者

(任期)

第5条 前条に規定する委員の任期は、利用を認められた日から横浜市が国から一時使用の許可等を得た期間の終期までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が第4条の規定に該当しなくなった場合は、委員を退任するものとする。

(会長)

第6条 連絡会に会長を置き、第4条第2号に掲げる者を会長とする。

- 2 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が会議に出席できないときは、都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進課職員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会長は、連絡会の会議を野球場ごとに招集することができる。
- 3 連絡会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、都市整備局上瀬谷整備・国際園芸博覧会推進室上瀬谷整備推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。